

届出制手数料届出書
~~届出制手数料変更届出書~~

① 令和4年11月30日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな) かぶしきがいしゃ えむじえいこーぽれーしょん

②申請・届出者 氏 名 株式会社MJ-CORPORATION

だいひょうとりしまりやく もりや ゆうすけ

代表取締役 守屋 裕介

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

記

③許 可 番 号	13-ユ- 314977
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ えむじえいこーぽれーしょん 株式会社MJ-CORPORATION
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒192-0081 電話 042 (656) 8558
	とうきょうと はちおうじし よこやまちょう 東京都八王子市横山町3番13号矢島ビル6階
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	(担当) 代表取締役 守屋 裕介 TEL 042 (656) 8558



【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 40% 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称 株式会社MJ-CORPORATION

事業所の所在地 東京都八王子市横山町 3-13 矢島ビル 6 階